

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員の出勤抑制の拡大について

1 目的

国から民間事業者への出勤抑制（出勤者の最低 7 割減）の要請等の状況に鑑み、感染症拡大防止と職員の安全確保の観点から、通勤時・勤務時における職員と市民等との接触、職員同士の接触の機会を減少させる。

2 方針

職員の出勤抑制を、現行の 2 割以上から 5 割に拡大
実施期間は、4 月 15 日（水）から 5 月 6 日（水）まで

3 業務体制見直しの考え方

- （1）市民向け窓口サービス業務は、体制を縮小し業務を継続
- （2）市民生活を支えるインフラ等の維持管理業務は、体制を縮小し業務を継続
- （3）行政内部の管理事務など市民生活に与える影響が小さい業務は、休止又は縮小
- （4）市民生活への直接的な影響が小さい計画策定や事業の準備等は、実施の先送りを検討

4 出勤抑制の運用

- ・テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得、業務体制の見直し等を実施
- ・職員間の接触機会を減少させるため、職場に出勤する職員のチーム交代制を検討
- ・感染症対策関連を除く庁内への照会・相談は原則禁止
- ・感染症対策・支援対策で新規又は増加した業務へ機動的に職員を投入